

第 3 回
地域自治組織等小委員会
会 議 録

平成 1 6 年 6 月 2 日

十勝中央合併協議会

第3回地域自治組織等小委員会

議事日程

第3回地域自治組織等小委員会

(平成16年6月2日 9時58分 開会)

日程第1	開会	3分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	3分
日程第3	地域自治組織に関する3町村の意向について	3分
日程第4	先進事例について(別冊)	15分
日程第5	閉会	20分

会 議 録

第3回地域自治組織等小委員会

1. 開催年月日 平成16年6月2日
2. 招集の場所 忠類村ふれあいセンター福寿
3. 開会 6月2日 9時58分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (12名)
委員長 更別村 渡辺春雄
副委員長 幕別町 多田順一 忠類村 杉坂達男
幕別町 西尾治 本保証喜 吉村学
更別村 江本信吉 林中建夫 水口光浩
忠類村 邊見敏夫 帰山孝夫 森徹
6. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛 事務局次長 阿部義昭
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画班長 原田雅則
7. 案件
地域自治組織に関する3町村の意向について
先進事例について(別冊)
8. 会議録署名委員の指名
更別村 江本信吉 林中建夫
9. 傍聴人 (3人)

議事の経過

(平成16年6月2日 9:58開会)

[開会]

議長(渡辺春雄) おはようございます。

本日は大変、早朝よりお集まり頂き、ありがとうございます。

それでは、早速であります^{さっそく}が、お手元の議事日程に従い、進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本日は全員の出席がありますので、委員会が成立致します。

小委員会規程第6条第2項の規定により、ただ今から、第3回地域自治組織等小委員会を開催致します。

ただちに、本日の会議を開きます。

[会議録署名委員の指名]

議長(渡辺春雄) 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員には、更別村の江本委員、林中委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長(渡辺春雄) 諸般の報告は、本日はございません。

[地域自治組織に関する3町村の意向について]

議長(渡辺春雄) 日程第3、「地域自治組織に関する3町村の意向について」を議題と致します。

はじめに、幕別町の意向について、お伺い致します。

お願い致します。

委員(西尾治) 前回の小委員会の最後に、幕別町の考え方を申し上げましたけれども、議会等にもご説明申し上げまして、今日まで議論を進めてございますが、幕別町としては現在、幕別町としてどういう地域自治組織を設けるかということについて、特段の、私どもから提案する内容はございません。

というのは、本庁・総合支所の関係もございまして、現行の中では、更別村、忠類村さんの考え方、意向をお聞きする中で、幕別町も一緒につくらなければならないような形態のものを選択する際については、そちらにお従いをするような格好で進めさせていただきたいなど。

ただ、議論の中で、議会等の中からは一部、特例区についての選択については、

全体として一体性を損なうような恐れもあるのでないかという懸念^{けねん}の声もされておりますので、それぞれの町村さんのお考えをお聞きした中で、最終的には判断をさせて頂きたい。

そういうような状況でございますので、幕別町として、今、こういう制度をというようなことで、ご提案するという形にはなっていないということで、ご理解を頂ければなというふうに思います。

議長（渡辺春雄） よろしいですか、幕別町さんのご報告で。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、更別村について、お願い致します。

委員（江本信吉） では、私の方から、更別村における地域自治組織^{きよち}についての状況を報告致します。

更別村におきましては、今回の合併特例法^{うた}に謳われております地域自治組織のあり方について、これにつきましては、そういった制度が設けられた主旨といたしますと、地域^{さび}が寂れないように、そういった制度が設けられたというふうに解釈^{かいしゃく}しております。そういったものを受けて、今のところ庁内対策会議とか、議会の合併調査特別委員会の中では、一応、地域自治区のタイプの、合併の際に設立する自治区を選択してまいりたいと思っております。

これにつきましても、まだ、法律は成立しまして、いろんな、今後、通達とか、これから流れてきますので、そういった内容も把握^{はあく}しながら、そして事務事業の中で、そういったものが、調整方針の中でこういった方針が出されるかにも大きく関係してきますので、そういったものを見ながら、今のところは、地域自治区の、合併の際に協議する自治区、通常、建設年度の10年間ですか、そういったタイプを選択してまいりたいというところです。

議長（渡辺春雄） それでは、忠類村さん、お願い致します。

委員（邊見敏夫） それでは、私の方から簡単に触れさせて頂きたいと思っております。

実は、この地域自治組織につきましましては、理事者と、それから役場の管理職、それから職員、係長、それから住民検討推進会議、それから議会の特別委員会と、それぞれに対して、どのような考え方をお聞きしました。まだ論議は、十分に煮詰^{にっ}まってございません。

ただ、新聞報道等では、議会の特別委員会が、ここに議長がおりますけれども、議長が特例区の発言をされましたけれども、これについても一石を投じただけで、まだ、これについての論議、どういうという論議は進めてございません。

結論と致しましては、どの団体、それからどの係長職、いろいろなところに聞きましても、十分に時間をかけて、今後、検討をしていきたいと、非常に大事なことでなので、時間をかけて検討していきたいというようなことでございまして、地域自治組織を設置するということに関しましては、何らかの方法で設置したいという

意向はございますけれども、まだ、どれにするというということには至っておりませんし、今後、十分に時間をかけて検討をしていきたいというのが結論でございます。議長（渡辺春雄） 3町村の今までの意向について、お話し合いが出たんですけれども、それに対する発言を頂きたいと思いますが、皆様のご意見をお願い致します。

3町村の意向が出たところで、それぞれ皆さん、考えもあるでしょうから、^{さんじ}暫時、ちょっと休憩致しまして、その後、また意見交換をさせていただきますので、それぞれ、思いで、ご相談なり何なり、ちょっとしておいてください。

では、暫時、休憩致します。

10:04 休憩

10:07 再開

議長（渡辺春雄） 休憩を解いて再開致します。

各町村の意向が示されたところですが、これに対する委員さん方のご意見を頂きたいと思います。

西尾委員。

委員（西尾治） 先ほど事務局からもお話しございましたように、8月のお盆明けぐらいから、今、住民説明会をそれぞれの3町村で予定していると。できれば7月の法定協の段階までに自治組織のあり方と、それから本庁・総合支所の人員的なことも含めて、その業務内容もある程度、7月の法定協までに明らかにしていかなければ、住民説明が十分行われないうような気がするんですが、そうなりますと、今、総務担当の専門部会の方で、本庁・総合支所のあり方について、今月中をめでに一定の専門部会としての報告が出てくるということになりますれば、だいたい7月に入りますと、ほとんど本庁と総合支所の機能だとか、職員数のあり方だとかということが、この委員会での主なる議題になるかと思えますので、検討の経過についても、この部分については、できれば6月中ぐらいに一定の結論を出していかないと、次の段階に進めれないのかなと、間に合わないのかなという思いがあるのですが、今、忠類さんの方で時間をかけてというお話がございましたけれども、その辺、どの程度の期間が必要になってくるのか。

場合によっては、住民説明会に間に合わないというような状況も、7月の法定協の段階で一定の結論を得なければならぬということになりますれば、だいたい6月ぐらいが限界なのかなという思いではいるのですが、その辺、どんな状況になろうかなという。

議長（渡辺春雄） 検討期間ですけど。

杉坂委員。

副委員長（杉坂達男） そういうスケジュールにも^そ添っては、いかなきゃならぬと思

います。

ただ、これは非常に重要な部分ですから、それぞれ時間をかけたいという思いもまた同時にあるわけで、鋭意、その方向で努力するということで、我々は検討してまいりたいと思います。

議長（渡辺春雄） 6月末ぐらいには3町村の意向を明らかにして、形を作り上げたいということですけど、忠類さんもそういうことで努力するというお話ですので、ご理解頂けますか。

ほかに。

江本委員。

委員（江本信吉） 自治区組織。中心部が栄え、地域が寂れないような方式で、設立する意義があるというふうに思うんですが、その中で予算的な事項ですね。その地域にそういう予算配分とか、そういうものもやっぱり関連してくると思います。

先ほど西尾委員さんが言いましたように、総合支所の機能とか、そこに配置する人員ですか、職員数も当然、この小委員会で検討すると思うんですけども、そういった予算的なあれをどうする、あくまでも国の法律の中では、新町として予算は一本ですけども、その地域自治、区に配慮した予算のあり方ですね、基金も含めて、そういったものもやっぱり、すり合わせが必要ではないかというふうに思うわけですね。

当然、裏付けがないと、やっぱり地域の事務事業に大きく影響しますんで、そういったものも合わせて、今後とも組織で、小委員会ですか、で、検討する必要があるかと思います。

いろんな全国的な先進事例も、いろんな、出ておりますので、そういったものも、やっぱり事務局でですね、やはり掴んでもらって、3町村がやっぱり、均衡ある発展を促すような、そういったものをやっぱり出していく必要があるのかと思いますので、その辺もちょっと配慮して頂きたいと思います。

議長（渡辺春雄） ただ今、江本委員からですね、自治区を選択した場合の予算付けとか、あるいは支所の機能、そういう分野も議論の対象、必要性があるということで、この辺の押さえ、事務局、どうだろう、説明して頂くとしたら。

飯田班長さん、お願い致します。

班長（飯田晴義） この地域自治組織に関する取扱い。これをあえて合併協定項目の一つにしたということは、これは任意協定の5回目ですね、5回のといいいますか、協議を通じまして、やはりどうしても新町になることで議員数が減ったり、あるいは支所になったりというようなことで、どうしても住民の声が届きにくくなるのではないかと。

そのことに対応するためにですね、いかに合併後も住民の声が新町の方に届いていくかといった、そういう仕組みをつくっていくべきだということが、もともとの

考え方であったかというふうに思っております。

確かに、今、江本委員おっしゃるように、地域が寂れるという中には、そういった、今までの役場が総合支所になることで、一定の人員がある程度減っていくだろうと。そういうことから寂れるという面もあるかと思えますけれども、やはり地域の均衡ある発展というのは、どちらかといいますと、この自治組織の関係ではなくて、新町建設計画の中で、地域の均衡ある発展というものを大いに議論すべきであるというような、もともとの考え方はそうであったかと思えます。

ただ、他の先進事例を見ますと、地域自治組織の検討に合わせまして、そういった予算の仕組みですとか、基金のあり方なんかも検討して頂いているという実態がありますので、その辺は、今一度ですね、地域自治組織の取扱いの中で、どこまで検討するんだといったことを、委員さんで確認をお願いしたいなというふうに思えます。

以上です。

議長（渡辺春雄） よろしいですか、江本委員。

委員（江本信吉） 今、飯田参事の説明で趣旨は分かったのですが、やはりこの場でして、その予算の、地域自治組織の考え方、確かにそういう地域の声が届くような仕組みということで確認してやっているんですが、端的にいけば、住民から見れば、やっぱり中心部が栄えて周辺部が寂れるという、こういう大きな要素があると思えます。

当然、役場がなくなることによって、遠くなるということで、総合支所を置くということで、住民サービスの低下に招かないように、ためにですね、総合支所にも設定されておりますし、ただ、そうした場合ですね、総合支所の役割機能というのは、まだこれから、組織機構の部分で協議していくことになってきますので、やはりこの小委員会で検討する三つの項目ですね、組織機構の取扱いとか地域審議会のあり方ですね、そして、住民自治の取扱いという3点は、やっぱりどうしても整合性というか、リンクしていると思うんですよね。

だから、そういうことをやっぱり総合的に考えて、地域自治組織のあり方をやっぱり、時間もない中で、やはり3町村が意見を出し合ってですね、やっぱりまとめることが大事かなというふうに思っています。

当然、予算の部分についても、やっぱり3町村で、時間もないですから、やっぱりそれぞれ意見を出し合って早急に方向を出していかないと、やっぱり期限内に、7月に間に合わないのではないかとすることを危惧するもんですから、その辺はやっぱり頻繁に回数を重ね、協議していく必要があるのではないかと。そういうものを一つ、お願いしたいなと思えます。

議長（渡辺春雄） ちょっと休憩致します。

10 : 16 休憩

10 : 17 再開

議長（渡辺春雄） 再開致します。

前回の委員会のときに小委員会ですね、自治区の選択とか、あるいはその中で総合支所の機能、分担、役割等、それから予算等についても、法定協議会の中で付託を受けた中で、8月までに住民説明できる形を取りましようということで、おおむね、そこで確認されあったんですけども、今、飯田班長の方から、もう一度、皆さん、確認して頂きたいということですので、そういう、これから委員会の活動の考え方でよろしいですか。

委員（西尾治） 先ほど、飯田班長の方からもお話がありましたように、今、江本委員が言われる、その予算という意味合いがどういうことを指しているのか、私はちょっと理解ができないんですが。

というのは、これから、今、建設計画の構想案が決まりまして、さらに突っ込んだ政策的な中身について、これから建設小委員会の方で検討をなされていくと。当然のことながら、それは総合計画にのっとって各町の事業選択をどうしていくんだと。

新しい町にどういうものを引き継いでいくんだということが、これから検討をなされていくのだろうと思うんですが、少なくともその中で、当然のことながら、3町村が均衡ある発展をしていくためには、そういう総合計画を一貫した中での建設計画を立てていかなければならないと。

それと予算というのは、たぶん、リンクしていくんだらうというふうに思いますのでね、仕組みだけを考えて、この委員会で予算をこうするんだというようなことを話し合っていくことと、建設小委員会との整合性をどう図っていくのかですね、極めて、それは難しいことになってくるのかなと。

例えば、基金はこうありきですよというようなことを、ここの小委員会で決めたということになりますと、それがそちらの建設計画とは別の観点で予算が動くという、予算の仕組みが動くということにもならないのかなと。

ですから、それをどう決めていくのかというところら辺は、難しいことはあるんでしょうけれども、その辺との整合性を図っていく必要は、当然出てくるんだらうと思いますんでね、どうしてもそれらが大きな焦点になるというのであれば、そちらと、一度すり合わせをしておく必要があるんだらうというふうに思います。

こちらの委員会だけで予算のあり方ですとか、基金のあり方を単純に決めてしまうことは、必ずしも向こうの小委員会との整合性が図れないという可能性がありまして、その辺のことをどう整理していくのかということも大きな問題だと思います。

議長（渡辺春雄） 今、西尾委員の方から、予算、基金等は建設委員会の方との整合性をとりながら、この小委員会で検討していくべきではないかというお話なのですが。これに対して。

江本委員。

委員（江本信吉） 予算という意味は、はっきりいって予算というのは、詳しくいえば財政シミュレーションだと思います。そこに、やはり財政シミュレーション、過去、これから建設計画も10年の中で、いろいろな国の方の三位一体改革とか、そういったものが今後、詰められる中で、自治体の財政がどういうふうになるのかというのは、かなり推測は難しいんですけども、歳入の枠をですね、やはり10年間、こういう中で推移しますよという中で、一つ、ある程度、一定度の財政シミュレーションを立てた中で、当然、建設計画も当然、いろんなハードなり、ソフトが入ってきますので、全体の枠ではどのぐらいの年間の、10年間の推計ができるのか。

そしたら、地域自治組織にこういったものが、予算的に配分されるのかという意味でですね、要するに、予算ということは、ちょっと詳しくは言わなかったのですが、財政シミュレーションをやっぴり早く立ててですね、やっぴりこういう財政厳しい折ですからやはり、こういったものはお互い協力し合って、再編していくとか。

やはり、いろんな住民に負担を求めていくとか、そういったことがやっぴり、調整方針に反映されてですね、総体的にやっぴり、自治組織にある程度、今、言われておりますそういう予算枠とか、基金の持ち方も当然、そこに関連してくるのかなというふうに思うんです。

議長（渡辺春雄） ほかに。

西尾委員さん。

委員（西尾治） せっかく任意協から法定協に入りましてですね、もう約1年近くなってくるわけですけども、何となく、協議をしている最中でございますけども、それぞれの地域をどう守るんだという観点は、確かに大事だと思うんですが、それがあまり前面に出てきますと、3町が一体となって、どうやった町づくりをするんだというところ辺の視点が欠けてくる可能性も、一方では恐れとしてあるのかなという思いがするわけですね。

今、江本委員が言われるように、予算の配分だとか、基金をどうするか。確かに、今、人口比でいえば幕別が2万5,000で、忠類さん、更別さん、それぞれ人口比からいうとかなりの差があるもんですから、今、ご心配されるのは、少なくとも2万5,000を有する幕別町が、主体的に三つが一緒になっても町を動かして、二村がどんどん、どんどん寂れてくるのではないかというご心配だと思うのですが、これは、それぞれの村でも町でも同じですが、例えば、更別さんでいえば、更別の市街があって上更かみさらがあったときに、上更のことを考えなくて村政ができるのかと。幕別でいえば、札内ばかりに金をかけて、幕別本町をほっといていいのかということには、

多分なつてこないと思うんですね。

ですから、どこか、焦点をどこに当てるか、合併論議の中で今、だんだんセクト的になりすぎるといふのか、自分たちの地域をどう守るんだということだけの視点で、ものを協議していくと、最終的にちょっと行き詰まってくるのではないか。

最近、特にそういう感じを受けるもんですからね、その辺ところを自治組織の関係も通じて、今、言う、地域の意見をどう吸い取るんだという観点では分かるんですが、地域をどう守るんだという観点だけで議論をしていきますとね、多分、これ合併論議も行き詰まっていっちゃう可能性があると思うんですね。

だから、三つが一緒になったときに、どういったまちづくりができるのかという観点で、もう少し議論をしていかないと、今の地域を守るといふだけでお互い論議していくと、どこかこう、だんだん、だんだん論議が行き詰まっていくような気がしているもんですからね、その線の視点も大事にしていく必要があるのかなという思いはしているんですけどもね。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） やっぱり地域、いろいろな地域自治区のタイプ、合併特例区が10年から5年になったとか、地域自治区でも、合併の際に協議、決める自治区については、おおむね10年ですか、建設計画に合わせて、いろいろな事務局の説明では、おおむね10年が望ましいというようなことで、ある程度、たがをはめている。それは、新しいまちづくりで、いかに新町で建設計画の構想の中にもありますように、新しいまちづくりができるかがひとつ、これは一番大事というふうには、西尾委員言われるように、それは一番基本だと思います。

ただ、10年間は要するに、先ほど何度も言いますけども、地域が一気に寂れないようなための事例としてですね、過去の事例として、昭和の合併もありますから、そういったものがやっぱり住民が一番不安に思っているところですから、そこにやっぱり大きな町村がやっぱり、配慮して欲しいというような思いがあります。

いろんな先進事例も視察した中では、やはりそういうところがやっぱり、大きくリーダーシップをとってですね、そういったものをやって合併が成功しているということも、皆さんもそれぞれ視察して感じ取った、私はそういうふうを感じ取っております。

だから、やっぱり、そういったものをやっぱり、大きな町村、2万5,000ある町村がやっぱり、そういったものを大きくリードして欲しいなというふうに思います。

議長（渡辺春雄） ほかにありますか。

杉坂委員。

副委員長（杉坂達男） 本委員会に必要なことはいうまでもなく、地域の自治組織についてどう考えるかということであり、またその中に予算とか、そういうものの伴わない環境づくりが、この自治区構成でありますから、今、いろんな意見がありま

したけども、これについては、また別な判断をしなければならない見解かと思いません。

従って私、個人的には、この委員会で求められているのは、要するに地域自治組織というものは、新町で、新町の行財政運営の中で、これだけは旧町村がやっぱり長い歴史があり、培^{つちか}ったものもあるから、これだけはやっぱりやった方がいいんじゃないかと、そういう認識のもとで認められるものが、この自治組織の中で取扱われるべき。

そういうふうには私は思っておりますから、それ以外のものにつきましては、やはり一体化をやっぱり基本にしながら、財政についてもさることながら、すべての考え方はそういうもとの、この協議を進めないと、今、いろいろとご心配のような意見になってくるかなと私も思います。

議長（渡辺春雄） 本保委員。

委員（本保征喜） いろいろとご意見が出ているところなんですけども、いわゆる新法で制定された、いわゆる合併の特例区、これらについては当然のことながら、急激に変化するそれぞれの町村を和^{やわ}らげるといふ、こういう意味合いがあるんだと思いますから、このことについては全く否定するものではありません。

ただ、一方、それを追求するあまり、ある面では内容的にですね、行き過ぎますと、いわゆる合併の意義と申しますか、いわゆる本質的なものを見失っていくような、こういった気が致しまして、そういった懸念もしているところでございます。

先ほど、事務方の方から説明があったように、いわゆる自治区とは、いわゆる主たる目的なんですね。これは、いかに地域住民の声を行政に反映させるか、あるいは行政サイドからいくと、行政と住民の連携ですね、これをどうやって結びつけるか、これが主たる目的だと思うんですね。

そういった意味でいくと、いわゆる合併の効果をまず考えるときに、やはり均衡ある発展、先ほどお話がある均衡ある発展、そして地域住民にまず不安を与えないような、いわゆる基本的なスタンスを持って進めるべきだと、こんなふうにございまして、いろいろありますけども、それぞれの考え方は、当然、出し合ってよろしいのだと思いますけども、着地点を考えながら、ひとつ進めていく方がよろしいのかなと、そのように考えております。

議長（渡辺春雄） それぞれ、皆さんからも意見等が出ていますけども、どうですか、ほかにまだ、ありますか。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） 新しい制度ができて、1番小さい私どもの村が、1番高いハードルを越えるのが本当だというような考え方を持っておりましたので、資料を頂く前には、やはり一番その、合併特例区というところに、1番きついところに私どもはいかなければ、生き残れないんでないかというような気をしていたんですけども、

実は開けてみると5年間だとか、それから、やることはこれだけですよというような例示があって、そうすると本当に、ほかの2町村に対して、私どもこれだけとは、5年間の間にやって、そして新町の一体化に資するために、これだけはやらせてくれというものが、本当にあるのかなのかというようなことで、実は悩んでおります。

事例がたくさん出てくると、なるほど、じゃあ、こういうこともひとつ、ほかの町村にお願いをして、合併特例区の中の仕事をしてもらいたいというようなことで、お願いしてみようかということがあるわけですが、実はできたばかりですから、全然わからないと、こういうことがあります。

やはりこれは、釈迦しやくわに説法ですけれども、南高梅なんこううめで名高い和歌山県の南部川村みなべがわむらの村長が言っていましたけれども、「やはり住民本位でまずは考えなさいと。2番目は信頼関係だと。3番目は互譲ごじょうの精神を出すんだ。」というようなことで言っておりましたが、最終的にはやはり、ある程度は、私どもが期待しているのは、ある程度、大きなところに目をつぶって頂けるという甘えの構造があるかもしれません。

しかし、やっぱり住民の方が急激な変化を望んでおりませんので、何か法律的に支えがあるのであれば、まず、それに頼って着地点を見つけたいと、こういうような考え方でおります。

私は、組織も何も持っておりませんから、先ほどもちょっと、私どもの村の議会の考え方だとか、それから住民の有志の方々の考え方だとか、それから役場の職員さんの考え方も聞きました。だけど、まだ、実は私も、これは二つの町村にお願いをして、こういったことをひとつ、わがままも許して頂きたいということが通るのか通らないのか。

こういったことをですね、先ほども、時間に限りがありますから、私どもの議長も話していましたけれども、別に時間切れを狙ねらってじっくり考えるというんでなくて、その時間の間に実りあるものを出したい。

先ほど、一番先に幕別町さんがおっしゃっておいりましたけれども、私どもの2村の考え方によって、対応もうんぬんというような、お話しありましたけれども、合併特例区を選んでも、それから合併自治区を選んでも、その期限の切れた後にどうなるかということが一番問題でありまして、その際の、先ほどちょっと幕別町さんの意向を伺いましたら、やはり大きいところの度量というんですか、そういったことが、ちょっと私も感じられましたので、そういったことを念頭にしながら、ご迷惑かけない範囲内で、いい結論を出したいと、このように考えております。

議長（渡辺春雄） 森委員。

委員（森徹） 私も帰山委員と内容がダブるかもしれないんですけども、まず、地域自治組織を考える上で、この3町村がどういうふうな形で、地域の住民の声を本庁の方に持っていくのかという、まず、私たちの村からすると不安材料がありま

すので、その点とか、そこの地域自治組織で何をして、何をすべきで、何ができるのかというところをまず考えれば、例えば、この12パターンありますけれども、どこに納まるのかというのが、まず明確になると思うんです。

なんですけれども、まだ新町の建設計画もできておりませんし、総合支所と支所の関係も、まだこれから詰める段階という部分で、これからまだまだ、決まらない部分がある中で、自治組織の構造を今月いっぱい、今月中に決めなければならないという、大変、ちょっと難しい段階だろうと思うんですよね。

それで、忠類の杉坂議長も、委員も、先ほどできる限り、期限あるのは承知の上で、もうちょっと考えていければなというお話しをされたと思うんですけれども、できれば今月中という期限があるのであれば、その他の判断材料ですか、総合支所の内容が分かり次第といたしますか、私たちのこの地域自治組織がどうあるべきかというような判断できる材料を出して頂かないと、地域自治組織で何をするかというのが一番ポイントだと思うので、^{ばくぜん}漠然とした中で決めなければならないとなると、例えば、新町の建設計画が10年スパンで考える上で、じゃ、地域自治組織は合併特例区を選んで5年スパンでいいのか。であれば、10年スパンに合わせて10年スパンで同じく考えなければならないんじゃないかとか、そういうところもリンクするような気もするんですよね。

全く別のことではないので、そういうところも考えて、まず、何をしたいのか、どうあるべきかを考えて、現行法でできるのであれば、この今日頂いた資料のところのような部分に行き着く場合もあるでしょうし、ほかの合併特例区という場合もあるでしょうし、ほかの場合もあると思うんですよね。

以上です。

議長（渡辺春雄） ほかに。

西尾委員さん。

委員（西尾治） 先ほどらい、前段申し上げましたように、幕別としては先ほど言いましたように、更別さん、忠類さんの方で、どのような地域自治組織をご希望されるのか、それらについては最大限尊重する方向で進めたいなという思いではいるんですが、たまたま、うちの中で議論になっております、例えば、特例区の場合や何かでもそうなんですが、今、たまたま、1,400を超える事業の調整をやっておりますけれども、そのうちのAランクのものについては、今の時点で全部出ていればですね、それぞれの、忠類さん、更別さんが判断がしやすいというのは、それぞれの思い、それぞれの村政でやっている事業が、およそ、その中で反映されていけば、少なくとも、その特例区の中でやるべき事業というのは、ほとんどないんだろうと思うんですね。

というのは、村の意向がそのまま事業の調整の中で組み込まれるという形。その辺のところ、若干、10月、11月ぐらいまで、最終的にいくもんですから、現実

的に今、帰山委員、森委員がおっしゃられたとおり、どういう事業を、特例区を使ったときにどうやってやるんだと。どれが忠類としてやらなきゃならない事業だということら辺の見極めが、今の段階で非常に難しいんだろうと思います。

ただ、基本は、やっぱり3町村で、それぞれ持っている事業を何とか調整できるように、私ども幹事会の中でも努力していきたいなという思いではあります。

ただ、地域の過去から持っている独自の文化、いろんな事業については、これは3町村の調整の中でも、そういうものは残していこうというようなことを基本にしなから、今、やっていますんで、なかなか、うちの例えば、議会の特別委員会あたりでも議論になるのは、じゃ特例区を選択したときに、どういう事業をそれぞれの町村が選択をして、独自の事業として展開するのだと。

その辺のところ、なかなか見えないという状況なもんですから、かえってその辺で、一体感を損なうんでないかというようなご意見もあるということで、非常に、今、おっしゃられるとおり、今の時期では難しい問題はあるんでしょうけども、その辺のところ、きちんと、それぞれの村としてのお考えがお示し頂ければですね、うちの議会も十分理解できるのかなと。

こういう事業をやるために、こういうことが必要なんだといった辺が、今の段階で、なかなか私どもに理解できない部分があるもんですから。そういうことがあればですね、十分アピールして頂ければなという思いではあります。

議長（渡辺春雄） 森委員。

委員（森徹） 私、ちょっと誤解を招いたかと思っ^{まね}たんですけど、事業を、忠類村としての事業をどう反映するかとかということではなくて、例えば、住民の声を吸い上げるのであれば、例えば、この12パターンでいいますと、どれも住民の声を吸い上げますという方向になってますし、じゃ12パターンのうちのどれにするのだという判断が付きませんということで、スパンでいうと、10年ないし永年とかで、だと判断が半分になったりですとか、ほかに違うことをするのであれば、じゃ一つという、絞^{しぼ}りきれるとい^{まね}うニュアンスでお話ししたんでして、忠類独自の事業を反映するとかということではなくて、幕別さん、更別さん、忠類、3町村の地域が、どういうふうな形で本庁舎との連携とい^{まね}いますか、そういうのをとれる判断をするのに、もうちょっと材料があればというお話しをさせて頂いたんですけど。

議長（渡辺春雄） それぞれ意見が出てますけども、意見に対するご意見でもよろしいですので、この際、自由にひとつ、発言をお願い致します。

暫時、休憩致します。

10：41 休憩

10：42 再開

議長（渡辺春雄） 休憩を解いて再開致します。

ほかにご意見ございませんか。

江本委員。

委員（江本信吉） 今、忠類の森委員さんがおっしゃられたように、要するに、この自治区組織なり合併特例区ですか、この概要というの結構、事務局からは 12 パターンの制度がありますよと。

そしてあと、全国の先進事例とか、そういったものをやっぱり早めに、やはり情報提供ですか。やはりなかなか、法律案も今、決まったばかりで、今後、総務省の通達なんかもどういうふうに出てくるか分からないですけども、やはりいろいろ、情報提供の部分をやっぱり大きくしてもらって、やっぱり完全に、地域自治組織のあり方というか、内容を理解した中でやっぱり、期限も追われておる中でですね、やっぱり理解してないとやっぱり、いろいろ今後、住民説明したときも、やっぱり大変だと思っんですよ。

なかなかこれ、非常に難しい制度でありますんで、法定協議委員さんの中でもやっぱり、事前学習なんかもやっているんですけど、なかなか非常に内容的にまだ、1 回ぐらい説明受けても、なかなか理解できないという部分もあります。私もそういう面では同じなのですけどもね。

それでもやっぱり十分理解した中でやっぱり、どういったデメリット、メリットあるとか、そういうことを比較検討してやっていかなければ、非常にあとで悔いに残すようなこともできないですから、そういったものをやっぱり十分、情報提供して頂きたいと。これ、ひとつお願いしたいと思います。

議長（渡辺春雄） 意見もかなり出つくしてきたのかなと思いますが、ほかにございませんか。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） なければ、ただ今、委員さんから出ましたご意見をそれぞれです、町村に持ち帰りまして、さらに議論を深めて頂きたいなと思いますので、この件についての議論は、この辺で止とどめたいと思いますが、よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、本日は、この辺で止めさせていただきます。

[先進事例について（別冊）]

議長（渡辺春雄） 日程第 4 ですけども、「先進事例について」を議題と致します。

本日、お手元に配布致しました別冊のはまだし かなぎちょう あさひちょう やさかむら みずみちょう浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町の合併協議会をご覧頂きたいと思います。「はまだ なか浜田那賀方式自治区」につきましてですね、事務局より説明を求めます。

上野次長、お願い致します。

次長（上野寛） 日程第4の「先進事例」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に、表紙横の形で、A4の横の形で、浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会という表題の入った資料と、それからもう1点が、この構成市町村の概要を整理しました資料、2種類をお配りしております。

横の形式の「合併協議会」という表題の入った資料の方で、ご説明をしたいと考えております。

こちらの資料につきましては、浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会、島根県にございますが、こちらの協議会で決定されました、地域自治組織に関する調整方針の詳細を記載したものでございます。

はじめに、この協議会の概要を申し上げますと、協議会の枠組みにつきましては、浜田市と隣接する那賀郡に属する4町村で構成されており、人口が6万5,463人、面積は689.5km²と、面積では我々の3町村と、ほぼ同規模でございます。

また、財政の豊かさを示す指標に財政力指数というものがございますが、各市町村の財政力指数を申し上げますと、浜田市が0.505、金城町が0.180、旭町が0.141、弥栄村が0.132、三隅町が0.798と、総じて財政的には恵まれている状況にはないといえるかと思えます。

ただ、三隅町につきましては、火力発電所の立地に伴う固定資産税の増収により、相当裕福な状況でございます。

合併協議の経過につきましては、平成15年3月31日に三隅町を除く4市町村で任意合併協議会が設置され、5回の協議会開催を経て、平成15年7月1日に法定合併協議会が設置されております。

その後、同年10月1日に三隅町が新たに加わりまして、現在まで、14回の協議会が開催され、48項目の合併協定項目のうち、未決定は10項目を残すのみという状況にあります。

なお、合併の期日につきましては、まだ決定されておりませんが、合併特例法の適用が受けられることを前提とした合併申請及び期日を想定しているようでございます。

それでは、「浜田那賀方式」と呼ばれております地域自治組織の内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお開き下さい。

平成16年1月16日に協議会に提出されました自治区に関する調整方針を載せたものでございますが、この自治区を浜田那賀方式と呼んでいるようでありまして、その所以は、合併特例法に基づかず、既存制度を活用した、全く独自のものであるということから、命名したようであります。

新市において、旧市町村単位に五つの自治区を設置することとされておりますが、その骨子、基本的な考え方と致しまして、ここに記載してあります5点が掲げられ

ております。

1点目が、自治区の設置期間を建設計画に合わせ、10年とするものであります。

2点目が、事務所に関しては、本庁・支所方式を採用し、このうち支所を「本庁において処理する総合的な管理部門を除いた機能を有する」と定義付けておりますことから、本協議会で決定されました『本庁・総合支所』の考え方に極めて近いといえると考えてございます。

3点目が、自治区の予算であります。新市からの配分と固有財源となる地域振興基金をもって、旧市町村のまちづくりを実施継続できる仕組みをとってございます。

4点目が、自治区長であります。旧浜田市を除く4町村に特別職たる自治区長を置くとしております。呼称は「自治区長」としてありますが、常勤の特別職でありますことから、法律上は、「助役」であるということがいえるかと思えます。

5点目が地域協議会ではありますが、新市の市長の附属機関という位置付けをしております。

以上、浜田那賀方式の内容を見ますと、法律上の位置付けは既存制度を活用した独自の自治組織という体裁^{ていさい}を採っておりますものの、実質的には、合併に際しての地域自治区、いわゆる合併自治区であり、前回の小委員会でお示し致しました、類型のと同じであるといえるかと思えます。

3ページ以降につきましては、五つの骨子に関する詳細が記載されておりますが、この中では、予算・基金に関しまして、極めて独特の考え方を採っておりますので、若干、説明を加えさせて頂きたいと思えます。^{じゃっかん}

8ページをご覧ください。

予算のポイントと致しまして、 から までの3点が記載されておりますが、1点目は、新市に地域振興基金を設け、自治区ごとの持分を定めるというものであります。

なお、基金の設置内容及び積立額につきましては、のちほどご説明申し上げます。

2点目は、新市の予算編成に際して、重点事業や義務的経費を確保した上で、自治区に概算要求枠を配分するというものであります。

3点目は、自治区予算の編成であります。自治区は配分を受けた枠と地域振興基金をもって予算要求書を作成することとされており、自治区事業については、あらかじめ、地域協議会との協議を経ることとされているところであります。

なお、新市におけます予算編成フローが8ページに記載されておりますが、特徴的な点と致しましては、 と にありますとおり、本庁各部に設置される調整室が各支所の窓口となり、財政課との配分枠の調整や部内調整を行うということ。 の市長、自治区長で構成されます政策企画会議において、予算の最終調整が行われる、という点が上げられるかと思えます。

次に、基金設置の考え方でございますが、まず、27 ページをご覧くださいと思います。

5 市町村におけます基金の設置状況につきましては、27 ページから 29 ページにありますように、多種多様であります。新市におきましては、財政調整基金、減債基金及びその他目的基金の 3 種類を設置するとしております。

30 ページをお開きください。

ここには、新市において設置する 3 種類の基金の積立額及びその算出方法が記載されております。

まず、財政調整基金につきましては、30 ページから 31 ページ中ほどに至るまで算式が記載されておりますが、これを一言でいいますと、『類似団体の人口 1 人当たり積立額に新市の人口を乗じ、これに新市と類似団体との標準財政規模の比率を乗じて得た額』、21 億 1,700 万円から端数を整理して、積立額を 21 億円としてございます。

次に、減債基金であります。これも一言で申し上げますと、『類似団体の人口 1 人当たり積立額に新市の人口を乗じ、これに新市と類似団体との地方債残高と債務負担行為残高の合計額の比率を乗じて得た額』、14 億 900 万円に 5 億 9,100 万円を上積みして、起債制限比率抑制のため必要となる繰上償還財源として、20 億円を確保することとしております。

最後に、その他目的基金であります。30 ページの中ほどに記載しておりますように、5 市町村の基金総額から財政調整基金 21 億円と減債基金 20 億円を控除した全額を、旧市町村の持分を明確にした上で、これを自治区事業の財源として使用する地域振興基金として再構築することとしております。

市町村ごとの積立額につきましては、26 ページの表の網掛け部分のとおりでございますが、財政調整基金については標準財政規模、減債基金については実質債務残高あんぶんによる按分によって決められております。

計の「新市積立予定額」欄で見ますと、新市基金総額 121 億 1,100 万円の内訳は、財政調整基金 21 億円、減債基金 20 億円、その他目的基金である地域振興基金 80 億 1,100 万円となっております。

以上、浜田那賀方式の概要につきましてご説明申し上げましたが、支所をベースにしている点や合併後の住民自治強化のための仕組みといった点で、参考になる部分も多々あるかと思われま。

その一方で、これをそのまま、3 町村に置き換えた場合には、1 点目として、3 町村においては予算の配分方式が採られていないため、配分方式を確立するとなれば、配分・調整を行う部署の設置を含め、組織や予算執行の面で複雑化や無駄が生じることが予想されること。

2 点目としまして、義務的経費そうこうの増嵩により配分枠が小額になったり、または無

なくなった場合には、配分方式が機能しなくなり、地域振興基金が自治区予算の主たる財源となってしまうこと。

3点目としまして、地域振興基金の積立額に相当の差が生じるものと思われるため、新町の均衡ある発展や一体性の確保が^{そが}阻害されるおそれがあること。

4点目と致しまして、将来の基金取り崩しを視野に入れた基金の設置や積立額の算定など、財政シミュレーションとの整合性を確保する必要があること。

5点目と致しまして、人口3万人足らずの町に助役を3人置くことの是非が問われること。

そうした問題点も潜在しており、これらを念頭に置きながら、本小委員会におきまして、あるべき自治組織の姿を審議して頂く必要があろうかと存じております。

以上でございます。

議長（渡辺春雄） ただ今、事務局の方から、ご説明がございましたけれども、これに対する質疑を、お伺いしたいと思います。

江本委員。

委員（江本信吉） 今、上野次長から問題点、5点説明ありましたけれども、これにつきまして、ちょっと今、メモできなかつたので、文言整理した物をちょっと、頂けないでしょうか。問題点の、要するに基金のあり方について、今、問題点5点述べられたと思いますけれども。

議長（渡辺春雄） 文書化して頂きたいということですか。

委員（江本信吉） ええ。

議長（渡辺春雄） 今日、帰りまでですか。後日、次の。

委員（江本信吉） できれば今日。

議長（渡辺春雄） それでは今日、帰りまでにお渡ししたいということですか。文書化して、今の問題点を5点ほど。

ほかに。

これちょっと、私から聞いていいですか、上野次長。

こういう基金の振り分けをして、財政シミュレーションは、出してからやったのですか、どちらが先ですか、これ。

はい、上野次長。

次長（上野寛） この該当する協議会のホームページ等で内容を確認しているところでございますけれども、財政計画の方は、新市の建設計画の方に掲載されますけれども、そちらの建設計画の財政計画、財政シミュレーションよりも先行して、こちらの自治組織、地域自治組織の仕組みの検討が先行して進められているという状況でございます。

議長（渡辺春雄） 分かりました。

ほかに。

それでは意見もございませんので、この件に関しましては、この辺で止めさせて
頂きたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

[次回の日程]

議長(渡辺春雄) それでは、次回の日程でありますけれども、今後、正副委員長会議
を開き、協議をさせて頂いた中で、決定したいと考えております。

日時が決定次第、後日文書でお知らせ致しますので、よろしくお願い致しますと
思います。

よろしいですか。

(はいの声あり)

[閉会]

議長(渡辺春雄) これで本日の日程は、全部これで終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会の規程第9条の規定により、6月25
日に開催予定の第6回協議会に、私から報告させていただきます。

以上をもちまして、第3回地域自治組織等小委員会を閉会致します。

ご審議を頂きまして、大変ありがとうございました。

11:02 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証す
るため、ここに署名する。

平成16年6月17日

議長(委員長)

渡 辺 春 雄

署 名 委 員

江 本 信 吉

署 名 委 員

林 中 建 夫